

現代の拷問—施錠された

—獄中治療と丸岡修さんの死

弁護士 大谷恭子

ある時は刑の執行を停止する」と規定している。

丸岡修さんは、1987年、70年代の2件のハイジャック事件に関与したことで逮捕され、2000年に無期刑が確定し、宮城刑務所で受刑していた。彼は96年に肺炎から危篤に陥って以降、「慢性心不全」と診断されていた。

しかし実際は、拡張型心筋症であったことが、04年によく判明した。

拡張型心筋症は不治の病だ。少しずつ心臓のポンプ機能が弱ってくる。ただし、癌のように余命予測はできない。いつ心臓発作が起きて止まってしまうかもしれない。しかしそれは、循環器の専門医で生き延びることもできる。

却下され続けた執行停止の申立

施設内で病気になつたら、何が何でも施設内で医療を保障しなければならないわけでない。適宜外部の病院を利用すればいいし、刑の執行を停止し、一般病院での治療に任せることもある。刑事訴訟法は、「刑の執行によつて生命を保つことができない恐れ

がある時は刑の執行を停止する」と規定している。

丸岡修さんの死

元日本赤軍メンバーである丸岡修氏の追悼文を掲載する。大谷弁護士は丸岡氏の弁護人として、「拡張型心筋症」に苦しみ続けた同氏の刑の執行停止を国に求め続けってきた。丸岡氏の身近で彼を見守つてきた立場から、丸岡氏のこの間の状況がリアルに書かれている。

(編集部)

病人を放置する という「拷問」

く獄死した。

04年以降、彼の病状の進行を見てきた者として、特に

昨年12月以降の病状は深刻だった。医療に疎い私でも、彼がいかに危機的状況にあるかを理解できた。こんな状態

かを理解できる。この状況は、作業や指導といった受刑者としての矯正処遇に復帰できる可能性はない」と回答しているのである。

指名医の許可は、家族の最後の願いの綱であつたが、生前は結局許可されなかつた。

刑を理解できるのに、

量行為である。しかしこれは、無条件に、「停止するもしないも執行権者の勝手」という

わけではない。死を目前にし

確かに、刑の執行停止は裁

定しているのである。

指名医の許可は、家族の最

後ろの願いの綱であつたが、生

前は結局許可されなかつた。

刑を理解できるのに、